

4月の安全運転のポイント 平成22年4月号

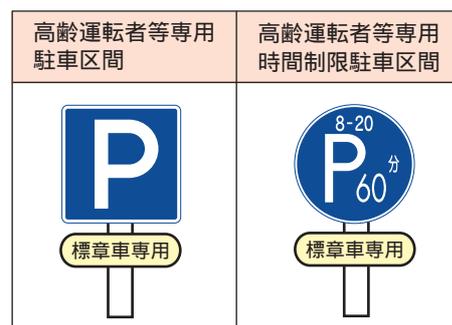
道路交通法の改正により、70歳以上の方などが駐車場を探しながら運転するという危険や苦勞を軽減することを目的に「高齢運転者等専用駐車区間制度」が新設され、平成22年4月19日より施行されます。そこで今回は、この制度について紹介します。

また裏面では、新学期の始まる4月にあたり、子どもとの事故を防止するためのポイントをまとめてみましたので、安全運転にお役立てください。



高齢運転者等専用駐車区間制度（平成22年4月19日施行）

「高齢運転者等専用駐車区間制度」とは、70歳以上の方や身体の不自由な方などの専用の駐車区間（「高齢運転者等専用駐車区間」および「高齢運転者等専用時間制限駐車区間」。以下、「専用駐車区間」といいます。）を設ける制度です。この「専用駐車区間」は右図の道路標識等で示されます。



「専用駐車区間」を利用できる方

- ・70歳以上の方（高齢運転者標識の対象になっている方）
- ・聴覚障害のある方（聴覚障害者標識の対象になっている方）
- ・肢体不自由な方（身体障害者標識の対象になっている方）
- ・妊娠中または出産後8週間以内の方

「専用駐車区間」の利用条件

「専用駐車区間」の利用にあたっては、利用する本人が住所地を管轄する公安委員会（警察署）に申請し、「専用場所駐車標章」の交付を受ける必要があります。

また、「専用駐車区間」に駐車している間は、フロントガラスの内側など前面の見やすいところに「専用場所駐車標章」を掲示する必要があります。

* 「専用場所駐車標章」の交付を受けた本人が、標章に記載された登録（車両）番号の車を運転している場合にのみ「専用駐車区間」に駐車できます。



「専用駐車区間」での駐車違反について

「専用駐車区間」に、専用場所駐車標章を掲示していない車を駐車させた場合には駐車違反となり、反則金や放置違反金も他の場所での駐車違反より2,000円アップされます。

例えば普通自動車の場合、「専用駐車区間」以外の駐停車禁止場所での放置駐車違反に対する反則金・放置違反金は18,000円ですが、「専用駐車区間」における駐停車禁止場所での放置駐車違反の反則金・放置違反金は20,000円となります。

* 反則金は駐車違反をした運転者本人に課せられるもので、放置違反金は運転者が反則金を納付しない場合に車両の使用者に対して課せられるものです。

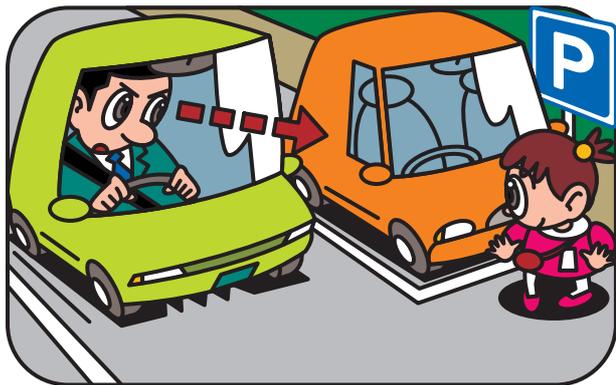


子どもとの事故を防止するポイント

4月は入学シーズンであり、新たに小学校や幼稚園に入学・入園した子どもたちを見かけることも多くなりますが、子どもはドライバーの予期しない行動を取ることがありますから、子どもの行動の特徴をしっかりと理解して事故を起こさない安全な運転を心がけましょう。

駐車車両などの死角によく目を配る

子どもは身長が低いため、駐車車両や植え込みなどがあると視界をふさがれて、接近してくる車に気づかず飛び出してくることがあります。学校や公園など子どもの多い場所では、駐車車両などの死角によく目を配りましょう。



遊んでいる子どもは車に気づいていないと考える

路上で遊んでいる子どもは、周囲に対する関心が低下して接近する車両に気づかないことがあります。路上で遊んでいる子どもを見かけたときは、自転車に気づいていないかもしれないと考えて、十分に速度を落として走行しましょう。



一人が飛び出したら続いての飛び出しを予測する

子どもは人の真似をする傾向があります。そのため、一人が道路に飛び出すと、次々に別の子どもが飛び出してくることがあります。子どもが飛び出してきたときは、続いて飛び出しがあるかもしれないと予測して、いつでも停止できる速度で進行しましょう。



親がそばにいるときでも目を離さない

子どもは親などの保護者がそばについていても、関心のあるものを見つけると急に道路に出てくる場合がありますから、安心はできません。親がそばにいる場合でも、子どもの動きから目を離さないようにしましょう。



「ご相談・お申込先」